

平成十五年政令第五百七号

個人情報保護の保護に関する法律施行令

内閣は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 個人情報取扱事業者等の義務等（第四条―第十五条）
- 第三章 行政機関等の義務等（第十六条―第三十二条）
- 第四章 個人情報保護委員会（第三十三条―第四十条）

附則

第一章 総則

（個人識別符号）
第一条 個人情報保護の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋
- 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七号第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

- イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項の被保険者証
- ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証
- ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）
第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政機関）
第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（個人情報データベース等）
第二章 個人情報取扱事業者等の義務等
第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであつて、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと
- 二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること
- 三 生存する個人に関する他の情報を加えることとなくその本来の用途に供しているものであること

法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報と一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報と容易に検索することができ、目次、索引その他体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（保有個人データから除外されるもの）
第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（仮名加工情報データベース等）
第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができ、目次、索引その他体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（匿名加工情報データベース等）
第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができ、目次、索引その他体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人関連情報データベース等）
第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができ、目次、索引その他体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（要配慮個人情報と本人の同意なく取得することができる場合）
第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報取得する場合
 - 二 法第二十七条第五項各号（法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けること
- （保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項）
第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの一々の取扱いに関する苦情の申出先

三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三條第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- 四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七條第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第三十五條第一項及び第四十條第三項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法

四 法第三十八條第一項の手数料の徴収方法

第十三条 法第三十七條第三項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十四条 法第四十七條第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所
- 三 認定の申請に係る業務の概要(対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。)
- 四 法第四十七條第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲

- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 二 認定を受けようとする者が法第四十八條各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 六 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
- 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
- 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

第十条 前二項の規定は、法第五十條第一項の変更の認定について準用する。

第十四条 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号までの第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更(法第五十條第一項の変更の認定に伴うものを除く。)があつたとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨(第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、その旨及びその理由)を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

第十五条 (認定業務の廃止の届出)

認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 法第五十三條第一項の申出の受付を終了しようとする日

三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

第十六条 (地方公共団体等行政文書から除かれるもの)

法第六十條第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
- イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること
- ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること
- ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

二 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記載されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

第十七条 (行政機関等匿名加工情報ファイル)

法第六十條第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(機関ごとに定める行政機関の長)

第十八条 法第六十三條の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の検事正

易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(安全管理措置を講ずべき業務)

第十九条 法第六十六條第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十九條、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四十五号)第十八條、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三十五号)第十六條又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十七條の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定に基づき行う業務

二 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体(国又は独立行政法人等を除く。)又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一部の利用を制限すること。

二 計量法（平成四年法律第五十一号）第六百六十八條の二（第九号に係る部分に限る。）又は第六百六十八條の三第一項の規定に基づき行う業務

三 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五條の第二項（同法第十七條の二第六項、第三十五條の第三項及び第四十七條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十三條第一項の規定に基づき行う業務

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）第十四條第一項の規定に基づき行う業務

五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二條第一項の規定に基づき行う業務

六 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第二條第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第十一号）第二十三條第一項の規定に基づき行う業務

八 法第五十八條第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であつて前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

二 法第六十六條第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

二 法第五十八條第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であつて前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）
第二十条 法第七十四條第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四條第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四條第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であつた者

(1) 当該機関以外の行政機関等の職員

(2) 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

(3) 行政機関が雇い入れる者であつて国以外のものであるために労務に服するもの

(4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四條第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四條第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五條第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならぬ。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならぬ。

4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四條第二項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについて記載を消し、当該個人情報ファイルについては記載を消し、当該個人情報ファイルについては記載を消し、当該個人情報ファイルについては記載を消したときは、遅滞なく、これを当該行政機関

等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならぬ。

6 法第七十五條第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第七十五條第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十條第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五條第一項の規定による公表に係る法第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求における本人確認手続等）
第二十二条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第六十條の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五條第一項において同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九條の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）
第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七條第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができぬ。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用い、次条第一項第四号において同じ。）を使用し、開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示

2 開示請求書は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）
第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七條第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができぬ。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用い、次条第一項第四号において同じ。）を使用し、開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示

2 開示請求書は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）
第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七條第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができぬ。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用い、次条第一項第四号において同じ。）を使用し、開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示

をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示決定の際に通知すべき事項）

第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七條第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十五条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 前項各号に掲げる事項

二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

（開示の実施の方法等の申出）

第二十六条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があつた場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示請求に係る手数料）

第二十七条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料（第三項において単に「手数料」という）の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人

情報の開示請求を一の開示請求書によつて行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三條第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまつめられた複数の行政文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ 特許庁

ロ その長が法第二百二十六條の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長（法第二百二十六條の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次條第一項において同じ。）が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

（写しの送付の求め）

第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めすることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。

2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。

3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第二十九条 第二十二條（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十九條第二項」と読み替へるものとする。

第三十条 法第六六條の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三審査庁（審理審査庁） 審査員が指名されている場合において、審理手続が最終するまでの間は、審理員）	第五法第二十九條 第一項本文 以下「個人情報保護法」という。第六六條第二項において読み替へて適用する法第二十九條第一項本文
第三審査庁（審理審査庁） 審査員が指名されている場合において、審理手続が最終するまでの間は、審理員）	第五法第二十九條 第一項本文 以下「個人情報保護法」という。第六六條第二項において読み替へて適用する法第二十九條第一項本文

第六 条第一 項	弁明書は 提出しな ければ ならない	個人情報保護法第六十六条第二 項において読み替えて適用す る法第二十九条第二項の規定 により提出し、又は作成する 弁明書は
第六 条第二 項	個人情報保護法第六十六条第二 項において読み替えて適用す る法第二十九条第五項	個人情報保護法第六十六条第二 項において読み替えて適用す る法第三十条第一項の規定に より提出する反論書は
第七 条第一 項	反論書は 参加人及び 処分等の 数	個人情報保護法第六十六条第二 項において読み替えて適用す る法第三十条第一項の規定に より提出する反論書は 参加人及び処分等の数（処 分行等の数） あつては、参加人の数）
第七 条第二 項	を、法第三 十条第二 項に規定 する	個人情報保護法第六十六条第二 項において読み替えて適用す る法第三十条第二項の 規定により提出する
第七 条第三 項	審査請求人 及び審査 請求人の 数	審査請求人及び処分等の数 （処分分行等が審査庁である 場合） にあつては、審査請求人の数）
第八 条	を、それぞ れ提出し なければ ならない	を、それぞれ 提出しな ければ ならない
第九 条	審査請求人 及び審査 請求人の 数	審査請求人及び処分等の数 （処分分行等が審査 庁である場合） にあつては、審査請求人の数）
第十 条第一 項	審査請求人 及び審査 請求人の 数	審査請求人及び処分等の数 （処分分行等がある 場合） にあつては、審査請求人の数）
第十 条第二 項	審査請求人 及び審査 請求人の 数	審査請求人及び処分等の数 （処分分行等がある 場合） にあつては、審査請求人の数）
第十 条第三 項	審査請求人 及び審査 請求人の 数	審査請求人及び処分等の数 （処分分行等がある 場合） にあつては、審査請求人の数）

第十 四 条 第一 項	（行政機 関等匿名 加工情報 の利用に 係る手数料） 第三十一 条 法第百 十九條第 一項の規 定により 納付しな ければ ならない 手数料の 額は、二 万円に 次に掲げ る額の合 計額を加 算した額 とする。 一 行政機 関等匿名 加工情報 の作成に 要する時 間一時間 までごと に三千九 百五十円 二 行政機 関等匿名 加工情報 の作成の 委託を受 けた者 に対して 支払う額 （当該委 託をする 場合に限 る。） 法第百十 九條第二 項の規定 により納 付しな ければ ない手 数料の額 は、次の 各号に掲 げる行政 機関等匿 名加工情 報の利用 に関する 契約を締 結する者 の区分に 応じ、当 該各号に 定める額 とする。 一 次号に 掲げる者 以外の者 法第百十 五條の規 定により 当該行政 機関等匿 名加工情 報の利用 に関する 契約を締 結する者 が法第百 十九條第 一項の規 定により 納付しな ければ ない手 数料の額 と同一の 額 二 法第百 十五條（ 法第百十 八條第二 項におい て準用す る場合を 含む。） の規定に より当該 行政機関 等匿名加 工情報の 利用に関 する契約 を締結し た者 一 万二千六 百円 三 前二項 の手数料 （以下こ の項にお いて単に 「手数料 」という。） は、次に 掲げる行 政機関又 は部局若 しくは機 関におい て手数料 を納付す る場合を 除き、個 人情報保 護委員会 規則で定 める書 面に収入 印紙を貼 って納付 しなけれ ばなら ない。 一 特許庁 二 その長 が法第百 二十六條 の規定に よる委任 を受けた 職員であ る部局又 は機関で あつて、 手数料の 納付につ いて収入 印紙によ ることが 適当でない ものとし て当該職 員が官報 により公 示したもの 法第百十 九條第三 項の政令 で定める 額は、第 一項に定 める額と する。 5 法第百 十九條第 四項の同 条第三項 の政令で 定める額 を参酌し て政令で 定める額 は、第二 項に定 める額と する。 （権限又 は事務の 委任） 第三十二 條 行政機 関の長（ 第十八條 に規定す る者を除 く。）は、 法第五章 第二節か ら第五節 ま
-------------------------	---

（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十一条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその支所、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同法第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附屬機関又は同法第三十条第一項若しくは第三

十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会
（権限の委任を行う場合の事情）
第三十三条 法第五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。
一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。
（事業所管大臣への権限の委任）
第三十四条 個人情報保護委員会は、法第五十条第一項の規定により、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十九条、第一百一条、第一百三十九条、第一百六条、第一百八条及び第一百九条、法第六十三条並びに法第六十四条の規定による権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定め、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。
（権限行使の結果の報告）
第三十五条 法第五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過することにより（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間の権限の

行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

二 法第四十六條第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第九十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第五十条、第六十条、第八十条若しくは第九十条、法第六十三條又は法第六十四條の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九條第一項の庁の長(金融庁長官を除く。以下この条において同じ。)、国家行政組織法第三條第二項の庁の長又は警察庁長官に法第五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九條第一項の庁の長又は国家行政組織法第三條第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長)は、内閣府設置法第七條若しくは第五十三條の官房、局若しくは部の長、同法第七條第一項若しくは第六十二條第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三條若しくは第五十七條の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三條第一項の職又は国家行政組織法第七條の官房、局若しくは部の長、同法第九條の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第五十条第一項の規定により委任された権限(当該場合にあつては、前項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除く。))を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法第十九條第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限(法第五十条第二項の規定による権限を除く。)を委任することができる。

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九條第一項の庁の長、国家行政組織法第三條第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員に官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第三十七条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第三十八条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。)を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第四十六條第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第五十条、第六十条、第八十条及び第九十条、法第六十三條並びに法第六十四條に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という)は、当該権限が法第五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。

3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過することにより個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めるとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに、その間に

行った検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附則 (平成一六年一月二二日政令第三八号)

この政令は、公布の日から施行する。この政令による改正後の個人情報保護に関する法律施行令第二條の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附則 (平成二〇年五月一日政令第一六四号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に個人情報保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二條第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくなったものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七條又は第五十六條の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者が当該しなくなった後も、なお従前の例による。

附則 (平成二七年一月二二日政令第四二七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (平成二八年一月五日政令第三二四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

の間に

附 則 (令和三年三月二四日政令第五六号)

この政令は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二九日政令第二九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。)から施行する。
(個人情報保護の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。)第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令(次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。)第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

2 この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報

の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令(令和三年政令第二百九十二号)の施行後遅滞なく」とする。
(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。)第二十六条第一項又は第二項の規定により行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務を当該行政機関の職員に委任している場合における当該権限又は事務は、新個人情報保護法施行令第三十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則 (令和四年四月二〇日政令第一七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(次条において「整備法」という。)第五十一条の規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。
(個人情報保護の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報保護の保護に関する法律第二十一条第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令(令和四年政令第七十七号)の施行後遅滞なく」とする。

附 則 (令和五年八月一四日政令第二六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年九月一日)から施行する。